

ディスクロージャー・ポリシー

S C A T 株式会社

ディスクロージャー・ポリシー

1 情報開示の基準

当社は、金融商品取引法等の諸法令および東京証券取引所の定める有価証券上場規程の「会社情報の適時開示等」に従って、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速な情報開示を行います。また諸法令や適時開示規則に該当しない場合でも、株主や投資家の皆様に当社を理解いただくために重要あるいは有益であると判断した情報につきましては、積極的かつ公平に開示します。

なお、個人情報、顧客情報、および関係者の権利を侵害することになる情報につきましては開示しません。

2 情報開示の方法

当社は、適時開示規則の定める情報の開示は、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)を通じて行うとともに、速やかに当社ホームページにも掲載します。適時開示規則に該当しない情報につきましても、重要あるいは有益であると判断した情報につきましては、当社ホームページへの掲載等により広く開示します。

3 内部情報管理（インサイダー取引の未然防止）

インサイダー取引の防止は、内部情報管理規程を制定しその防止を図っております。

また、毎年、役員・従業員を対象にインサイダー取引規制に関する勉強会を開催する等を行い、その趣旨の周知徹底と理解啓蒙に努め、適宜、インサイダー取引に関する注意を喚起します。

4 沈黙期間

当社は、決算情報（四半期決算情報を含む）の漏洩を防ぎ、かつ情報開示の公平性を確保する観点から、決算（四半期決算）期末日の翌日から各決算発表日までを沈黙期間と定めます。この期間中は、決算・業績見通しに関する質問への回答やコメントを差し控えることとします。ただし、この期間中に業績予想が大きく変動する見込が出てきた場合には、適時開示規則に従い、適宜公表することとしております。

5 社内体制の整備

当社は、本ポリシーに則り、諸法令や適時開示規則に従った適切な情報開示を行うために、社内体制の整備・充実に努めます。

【附 則】

施行日 2016年9月14日

制定日 2016年9月13日